



2023年6月14日

各 位

会社名 株式会社スズケン
代表者名 代表取締役社長 浅野 茂
(コード番号9987 東証プライム市場、名証プレミア市場、札証)
問合せ先 執行役員 グループ企画本部長
山本 裕一
(TEL. 052-961-2331)

ISS 社の議決権行使助言に関する当社の見解について

この度、当社は、2023年6月27日開催予定の当社第77回定時株主総会における第1号議案「取締役6名選任の件」の一部の候補者を対象として、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services, Inc. (以下、「ISS社」という)が、反対行使を推奨している旨のレポートが2023年6月6日に発行されている事実を認識しました。

ISS社のレポートは、当社との対話を経ることなく、事実認識の誤りに起因するものと考えております。当該レポートにおいて、ISS社が反対推奨している内容に関する当社の見解を下記のとおりご説明いたしますので、株主・投資家の皆様におかれましては、当社定時株主総会招集ご通知および本内容を今一度ご一読いただき、改めて当該議案へのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. ISS 社の反対推奨内容

ISS社は、当社が、独立行政法人地域医療機能推進機構(以下、「JCHO」という)が発注する医薬品の入札における独占禁止法違反により、2022年3月30日に8,634万円の課徴金納付命令を受けたことに続き、当社の子会社である株式会社翔薬(以下、「翔薬」という)が独立行政法人国立病院および独立行政法人労働者健康安全機構(以下、「NHO」という)が運営する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札における独占禁止法違反により、2023年3月24日に1億3,328万円の課徴金納付命令を受けたことを指摘しております。

ISS社は、独占禁止法違反行為の再発は当社におけるコンプライアンスやガバナンス体制の欠如に起因するものであり、経営トップである取締役が最終責任を負うべきという理由で、

第1号議案の取締役候補者番号1の宮田浩美（当社代表取締役会長）および取締役候補者番号2の浅野茂（当社代表取締役社長）の選任議案に反対を推奨しております。

2. 当社の見解

(1) 独占禁止法違反の経緯

当社は、JCHOの2016年および2018年に実施された医薬品の入札において、独占禁止法違反の疑いにより、2019年11月27日、公正取引委員会から立入り検査を受け、2022年3月30日、同委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

また、翔薬は、NHOが運営する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品について、2016年5月20日から2019年6月3日に実施された入札において、独占禁止法違反の疑いにより、2021年11月9日、公正取引委員会から立入り検査を受け、2023年3月24日、同委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

	入札期間	公正取引委員会の 立入り検査	排除措置命令および 課徴金納付命令
JCHO	2016年および2018年に 実施された入札	2019年11月27日	2022年3月30日
NHO	2016年5月から2019年6月 に実施された入札	2021年11月9日	2023年3月24日

(2) 当社グループにおける再発防止策等について

当社グループはこの違反事案を踏まえて、2020年12月に再発防止策等*として以下の内容を発表し、以降、取り組みを継続しております。

*組織名称等は発表当時の名称です

A) コンプライアンス遵守の徹底

当社グループでは、昨年の立ち入り検査を受け、直ちに当社代表取締役社長名でコンプライアンスおよび独占禁止法遵守の徹底に関する通達を発信、下記のルールを策定し、独占禁止法違反を疑われる行為を絶対に行わないよう、医療用医薬品卸売事業に関わるグループ会社の役員・従業員すべてに周知徹底しております。

①同業他社との接触ルールの厳格化

- ・ 同業他社との接触を原則的に禁止

②独占禁止法の正しい理解の徹底

- ・ 日々の営業活動において誤解しやすい事柄、
判断に迷う事柄を中心に、独占禁止法遵守に向けた「行動指針」を策定
各種会議やイントラネット、社内報等で継続的な周知・徹底
- ・ 医療用医薬品卸売事業に関わるグループ会社の職位者(営業部長・支店長)
に対し、毎月の事業部会議で継続的な周知・徹底

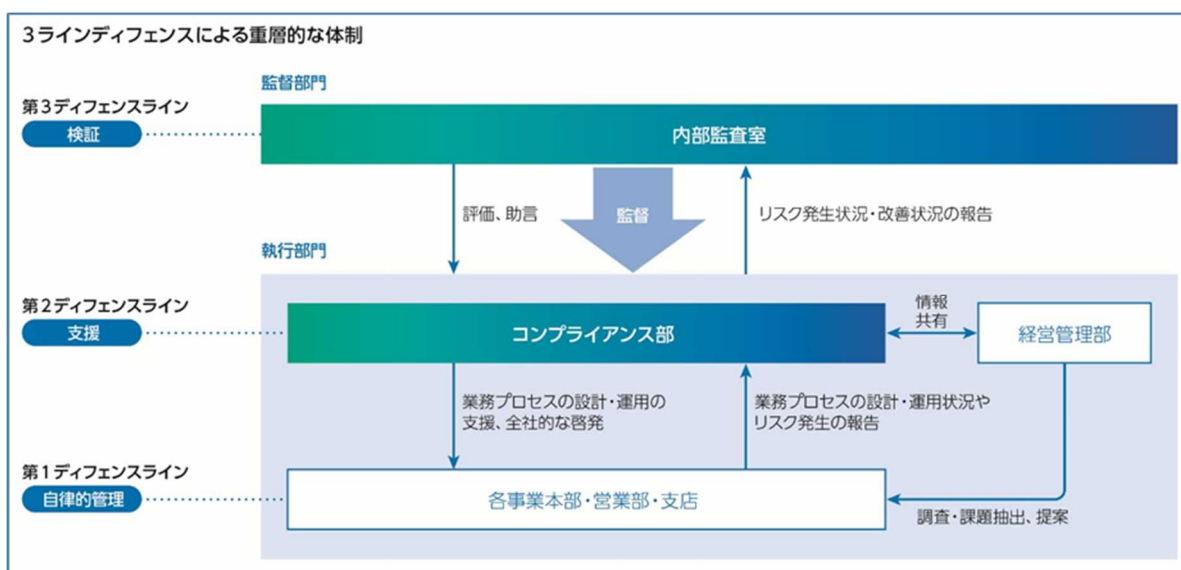
③自己宣誓書の取得

- ・ 医療用医薬品卸売事業に関わるグループ会社の役員・従業員すべてから、
独占禁止法を含むコンプライアンス遵守に関する自己誓約書を取得
- ・ 来年度以降の新入社員など、新たに入社する従業員に対しても取得継続

B) コンプライアンス遵守の徹底に向けた組織変更

当社では、2020年4月1日付で組織変更を実施し、従来「リスクマネジメント・監査室」が担っていた包括的な牽制機能をより強化するため、コンプライアンス遵守に関する執行機能と監督機能を分離・独立し、コンプライアンス遵守の徹底に向けた方針策定・風土醸成に関わる「コンプライアンス部」および公正かつ独立の立場での牽制機能を担う「内部監査室」を設置するとともに、所属本部も分ける*ことでそれぞれの責任と役割を明確化しました。加えて、新たに薬事・内部統制・監査担当取締役およびコンプライアンス担当執行役員を置くことで、グループガバナンス体制の一層の強化を図っております。

*コンプライアンス部【コーポレート本部】、内部監査室【社長直轄】



あわせて、取締役会の下部機構である「リスクマネジメント委員会」を当社グループ全体のリスク・コンプライアンス全般を管掌する「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」に変更し、事業セグメント等、業種・業態を限定した分科会とあわせ、より統一的かつ実効性の高い運用体制としております。

特に独占禁止法の遵守については、当社グループ卸売セグメントにおける最重要項目の一つと位置付け、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」の下部機構に、「独占禁止法遵守専門委員会」を2020年10月1日付で新たに設置し、より実効的な施策等を検討・立案・実行・検証するサイクルを廻してまいります。

C) 当社グループにおける独占禁止法遵守専用相談窓口の設置

当社グループでは、2020年4月に、医療用医薬品卸売事業に関わるグループ会社すべての報告・相談窓口として、スズケンコンプライアンス部直通の電話相談窓口および専用メールアドレスを設置しました。グループ会社すべての報告・相談を一括して受け付けることで、統一的かつ実効性の高い運用体制といたします。

(3) ISS社の推奨に対する当社の見解について

上記のとおり、JCHO および NHO の独占禁止法違反事案は入札期間が2016年から2019年6月におけるものであり、JCHOにおける公正取引委員会の立入検査が実施された2019年11月以降、立入検査への対応過程で把握された事実や、外部弁護士の指導のもと実施した社内調査などを経て策定した再発防止策等を2020年12月に公表し、当社グループは組織体制の変更も含めて、再発防止策に継続して取り組んでおり、2019年11月以降、新たな独占禁止法違反事案は発生していません。

従いまして、「独占禁止法違反行為の再発は当社におけるコンプライアンスやガバナンス体制の欠如に起因する」とするISS社の認識は事実と異なるものと判断しております。更に付言すれば、2019年11月のJCHOにおける公正取引委員会の立入検査から当該レポートの発行に至るまで、ISS社と当社の対話は一切なされておられません。

そのようななか「代表取締役である宮田浩美および浅野茂に対して最終的にその責任を負うべきである」とするISS社の推奨は事実認識の誤りに起因するものと考えております。

宮田浩美および浅野茂は、一連の事案を真摯に受け止め、再発防止策の徹底に経営トップとして取り組んでおります。浅野茂については、JCHO に関する当社が被告人となった刑事裁判に出廷し、再発防止策の先頭に立つことを宣言しております。

宮田浩美および浅野茂は、このような再発防止策の徹底と、2023 年 5 月に公表した「中期経営計画」の策定などを踏まえ、中長期的な当社の企業価値の向上に積極的に取り組む経営トップとして、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において、再任すべきと推奨された候補者であります。選任議案に反対することは、当社の持続的な企業価値の向上を期待する株主・投資家の皆様の期待にも背くことになると当社では考えております。

株主・投資家の皆様におかれましては、上記の当社の見解をご認識の上、慎重な議決権行使判断のご検討をお願い申し上げます。

以上